

議案第 17 号

松阪市個人情報保護条例の一部改正について

松阪市個人情報保護条例（平成 17 年松阪市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例

松阪市個人情報保護条例（平成 17 年松阪市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項」に改め、同条第 4 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。